

世羅町土木工事成績評定基準

平成22年1月25日訓令第1号

改正

平成24年3月21日訓令第6号

平成25年3月8日訓令第6号

平成27年3月11日訓令第7号

平成28年3月18日訓令第3号

世羅町土木工事成績評定基準

(目的)

第1条 この基準は、町長が行う土木工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の土木工事について行うものとする。ただし、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とすることができるものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、次の考査項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

考査項目	細別
1 施工体制	①施工体制一般 ②配置技術者
2 施工状況	①施工管理 ②工程管理 ③安全対策 ④対外関係
3 出来形及び出来ばえ	①出来形 ②品質 ③出来ばえ
4 工事特性	
5 創意工夫	
6 社会性等	

7 法令遵守等	①法令遵守等 ②評価内容の担保（総合評価方式による発注の場合）
---------	---------------------------------

（評定者）

第4条 完成検査において工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員、総括監督員及び立会人とする。検査員とは、世羅町建設工事検査規程（平成19年世羅町訓令第9号）（以下「規程」という。）第3条第2項又は第3項の定めにより完成検査を行う職員とする。総括監督員とは、世羅町建設工事監督規程（平成19年世羅町訓令第8号）第5条第2項の定めにより総括監督員に指定された職員とする。立会人とは、規程第5条第1項の定めにより立会する場合はその監督員とし、世羅町建設工事監督規程（平成19年世羅町訓令第8号）第5条第2項の定めにより総括監督員又は主任監督員に指定された職員とする。規程第5条第2項の定めにより立会する場合はその職員とする。

2 中間検査における評定者は、検査員とする。検査員とは、規程第3条第2項又は第3項の定めにより中間検査を行う職員とする。

（評定の方法）

第5条 完成検査における評定は、別紙1及び別紙2の「工事成績評点の考査項目別運用表」並びに別紙3の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式1の「工事成績評定表」を作成する。

2 中間検査における工事成績の評定は、別紙2の「工事成績評点の考査項目別運用表」及び別紙3の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式1の「工事成績評定表」を作成する。

3 完成検査における総括監督員及び立会人である評定者は、検査員の評定に先立って評定を行うものとする。

4 検査員である評定者は、中間検査において評定を行う場合は、当該工事の監督員から施工体制及び施工状況等について確認し評定する。

5 評定者は、別紙1及び別紙2の「工事成績評点の考査項目別運用表」の各欄に「その他」とある場合は、当該工事の特性を考慮し他の事項と同程度のものを追加することができるものとする。

6 所見は、評定にあたり特記事項のある場合に記入するものとする。

(評定結果の提出)

第6条 検査員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、発注者に「工事成績評定通知書」、「工事成績評定表」及び「工事成績評点の考査項目別運用表」を検査調書（建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第31条、第38条関係）に付して提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 発注者は、完成検査の終了後、評定者から評定結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、別に定めるところにより、評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 発注者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、その結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（世羅町の休日定める条例（平成16年世羅町条例第3号）に定める「町の休日」を含む。）以内に、書面により、発注者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 発注者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日以降に契約する工事から施行する。

附 則（平成24年3月21日訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日訓令第6号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日訓令第7号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別紙 略

様式 略